

松戸市和名ヶ谷クリーンセンターで使用する電力の購入  
(長期継続契約)  
仕様書

1 概要

- (1) 件名 松戸市和名ヶ谷クリーンセンターで使用する電力の購入  
(長期継続契約)
- (2) 場所 松戸市和名ヶ谷1349番地の2  
松戸市和名ヶ谷クリーンセンター
- (3) 業種及び用途 一般廃棄物焼却施設

2 仕様

(1) 電力購入条件

- ア 購入電気方式 交流3相3線式 1回線
- イ 購入電圧(標準電圧) 6,000ボルト
- ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ
- オ 電気方式 1回線受電方式
- カ 常用自家発電設備 3,200キロワット
- キ 非常用自家発電設備 600キロワット、400キロワット

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力
  - 常時電力 1,950キロワット
  - 自家発電補給電力 300キロワット
- イ 年間の予定使用電力量 259,200キロワット時  
(予定使用電力量は別紙1のとおり)

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで

(4) 購入期間

令和8年10月1日0時から令和9年9月30日24時まで

(5) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置の有無 有
- イ 電力会社の検針方法 通信機能による自動検針
- ウ 計量器の構成 電力需給用複合計器(通信機能付)
- エ 計量日時 毎月1日の午前0時

(6) 接続地点

松戸市の設置した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と松戸市の開閉器電源側接続点。

- (7) 電気工作物の財産分界点 接続地点と同じ
- (8) 保安上の責任分界点 接続地点と同じ

### 3 契約方法及び支払方法

#### (1) 契約方法

常時電力及び自家発補給電力のそれぞれの基本料金(単価)及び電力量料金(夏季、その他季のそれぞれの単価)による単価契約(消費税額及び地方消費税額を含む)とする。

#### (2) 支払方法

毎月払いとする。料金は契約書に基づき算出した金額とする。

### 4 特記事項

(1) 月別使用電力量の実績は、別紙1参照。

(2) 最大需要電力の実績は、別紙1参照。

(3) 力率の実績は、別紙1参照。

(4) 電力購入における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、少数点以下を切り捨てる。

### 5 その他

#### (1) 長期継続契約に伴う留意事項

本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

#### (2) 予定使用電力量の変動

予定使用電力量は、施設の運転状態や運転計画の変更もしくは故障等により変動する可能性があるものとする。

#### (3) 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するものとする。

## 別表

### 市場価格調整額

市場価格調整額については、下記のいずれかの算定方式による。

- 1 市場価格調整額を請求しない。
- 2 供給地点内に松戸市和名ヶ谷クリーンセンターを有する、みなし小売電気事業者が定める算定方式による。
- 3 次に示す算定方式による。

#### (1) 電力市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格で、東京エリアのものとして公表したスポット市場価格といたします。

#### (2) 平均市場価格算定期間

電力市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、対象の期間は(8)平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間に定めるものとします。

#### (3) 平均市場価格

(a) 平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次に定める算式によって算定された値とします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X：各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y：各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値

x：0.5425

y：0.4575

なお、平均市場価格の単位及び各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(b) (a)によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、協議して決定した値とします。

#### (4) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{下記(5)の調整係数}$$

基準市場価格：12 円 64 銭

#### (5) 調整係数

調整係数は、上限値を 0.500 として別途協議して決定した値とします。

#### (6) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に対し適用します。

(7) 市場価格調整額

市場価格調整額は、当該「1月」の常時電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に(4)によって算定された市場価格調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。

$$\text{市場価格調整額} = \text{使用電力量} \times \text{市場価格調整単価}$$

(8) 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年4月1日から 4月30日までの期間	その年の5月の計量日から 6月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から 5月31日までの期間	その年の6月の計量日から 7月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の7月の計量日から 8月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の8月の計量日から 9月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の9月の計量日から 10月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の10月の計量日から 11月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の11月の計量日から 12月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の12月の計量日から 翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月の計量日から 2月の計量日の前日までの期間
翌年1月1日から 1月31日までの期間	翌年の2月の計量日から 3月の計量日の前日までの期間
翌年2月1日から 2月末日までの期間	翌年の3月の計量日から 4月の計量日の前日までの期間
翌年3月1日から 3月31日までの期間	翌年の4月の計量日から 5月の計量日の前日までの期間